

大垣市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)及び地域公共交通活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成及び実施に必要な事項を協議するため、大垣市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関すること。
- (2) 具体的な路線等に係る運行の確保に関する計画についての調整に関すること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)に基づく生活交通ネットワーク計画に関すること。
- (4) 形成計画の策定、変更及び評価に関すること。
- (5) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要であると認める事項及び市長が特に必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 交通会議に会長を置き、大垣市長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者にその職務を代理させることができる。
- 5 交通会議は、第1項に定めるもののほか、交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして会議への参画を求めることができる。

(幹事会)

第4条 交通会議は、道路運送法上の手続き内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、前条第1項に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 交通会議の議長は、会長が行う。

3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、あらかじめ委任状(別記様式)の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

6 交通会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前6項に定めるもののほか、交通会議の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第6条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催できないと認めるときは、書面審議により議事を決することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、交通政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交通会議委員

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者 岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課長又はその指名する者 関係する道路管理者又はその指名する者 関係する警察署長又はその指名する者 関係する交通事業者 関係する地域公共交通の利用者 学識経験者 市長又はその指名する者 その他会長が必要と認める者

別記様式（第5条関係）

年 月 日

大垣市地域公共交通会議議長 様

所在地
団体名
団体の長

Ⓜ

委 任 状

年 月 日に開催する大垣市地域公共交通会議における議事の
審議については、審議に係る私の権限の全てを次の者に委任します。

1 委任される者の氏名 _____

2 委任される者の所属・役職 _____